

## 平成24年度 工業統計 調査を実施します

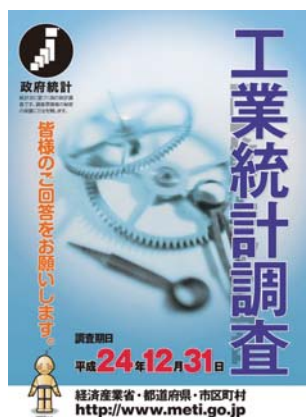
工業統計調査は、従業員4人以上の全ての製造事業所を対象に実施します。

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした、統計法に基づく重要な統計です。

調査結果は、中小企業施策や地域振興などの基礎資料として利活用されます。

調査時点は**24年12月31日**です。

調査票へのご回答をお願いします。



経済産業省・北海道・幌延町

## 保健センターから

「ほろのベウオーキングラリー」の100万歩達成者をご紹介します。

達成された皆さん、お疲れさまでした！ 未達成の方も、無理せずマイペースで歩くことをお楽しみください。

氏名掲載のご了解のあった方を紹介します。

小西 清子さん(8月31日達成)  
荒瀬美代子さん(9月12日達成)  
西出 祐一さん(10月16日達成)

## 商品先物取引法の 無許可業者にご注意を！

一般消費者を相手として、商品先物取引を業として行う場合には、商品先物取引法に基づく許可が必要です。許可を受けていない「無許可業者」と取引を行わないよう十分にご注意ください。

○委託者等の保護を更に図るため、平成23年1月1日に商品先物取引法が改正され、国内商品市場取引に加え、外国商品市場取引、店頭商品デリバティブ取引を業として行う者は、「商品先物取引業者」としての許可が必要となっています。

○自宅や職場に、電話でシカゴの大豆取引の執拗な勧誘を受ける場合などは、無許可業者である可能性が高いので、契約・取引はもとより、話し合いに応じたりしないよう十分に注意してください。

○無許可業者に関する相談は、下記農林水産省の相談窓口や最寄りの消費生活センター等の相談窓口にお寄せ下さい。

### 無許可業者に関する相談窓口

○農林水産省食料産業局

商品取引グループ

電話 03-3501-6730

○北海道立消費生活センター

相談専用電話

050-7505-0999

## 11月は、 労働保険適用促進 強化期間です！

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、労働者の生活の安定、福祉の増進等を図ることを目的に、国が直接管理運営している保険です。農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用する事業については、法人・個人を問わず加入が義務付けられています。

厚生労働省では、「未手続事業の一扫」を年間を通じた主要課題と位置付けたうえで、11月を「労働保険適用促進強化期間」とし、集中的に広報活動を展開し、労働保険制度のより一層の理解、周知を図ることとしております。

労働者が安心して働ける職場となるよう、まだ労働保険に加入していない事業主の方は、速やかに最寄りの労働基準監督署または公共職業安定所(ハローワーク)でご相談をしてください。

### お問い合わせ先

厚生労働省北海道労働局

総務部労働保険徴収課

電話 011-709-2311

稚内労働基準監督署

公共職業安定所

電話 0162-23-3833